

令和5年 第2回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和5年2月6日（月） 9：00～

<場所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1番：穴井 勲 3番：小田稲次郎 4番：佐々木清和 6番：矢幡陽子  
7番：佐藤栄一 8番：田吹博史 9番：仲摩茂敏 10番：飯田祥治朗  
11番：手島政弘

推進委員

12番：多田貫緑 13番：森 眞一 14番：野田政春 15番：森 義美  
16番：佐藤進太郎 17番：高橋賢至 18番：熊谷厚己 19番：田中卓一郎  
20番：時松美智雄 21番：佐藤暁史 23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀 事務員：堤 悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 9時00分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員（農業委員）： 9名（農地利用最適化推進委員）： 11名  
欠席委員（農業委員）： 2名（農地利用最適化推進委員）： 1名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それではですね、議事録署名委員を3番委員さんと4番委員さんにお  
願い致します。異議はございませんか。はい、そうですね、皆さん携  
帯電話をお持ちだと思いますので電源切るかマナーモードにしてい  
ただきたいと思います。よろしくお願ひ致します。それでは早速1ペ  
ージの報告第4号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事  
務局より説明をお願い致します。

事 務 局 議案書の1ページをお開きください。報告第4号農地法第3条の3第  
1項の規定による届出について。  
報告第4号（番号1番～2番）を読み上げて説明。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 議案書の2ページをお開きください。報告第5号農地法第18条第6項の規定による届出について。  
報告第5号(番号1番～3番)を読み上げて説明。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして3ページからの議案審議に入りたいと思います。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 議案書の3ページをお開きください。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について。  
議案第5号(番号1番)を読み上げて説明。

議 長 今事務局より説明がございました。番号1番について担当委員さんの方からの説明をお願い致します。はい、高橋さんどうぞ。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございます。今担当委員さんから説明がございました。質疑に入ります。質問のある方は挙手をして名前を言ってお願い致します。はい、どうぞ田吹さん。

23番推進委員 ○○さんは精米所ですね。値段は。

17番推進委員 そうです。値段は聞いていません。

議 長 値段は事務局の方は？

事 務 局 対価としましては田畑以外も含めて売買されたそうで、その他全部含めて80万円ということで。

議 長 そういうことでございます。他にご意見ございませんか。無いようですので質疑を終了致します。この議案第5号番号1番について賛成する方の挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で議案の通り承認を致します。続きまして4ページの議案第6号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 議案書の4ページをお開きください。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。  
議案第6号(番号1番)を読み上げて説明。

議 長 はい、今事務局より説明がございました。番号1番について担当委員さんからまた説明をお願いします。はい、高橋さんどうぞ。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、今担当委員さんから説明がございました。ご質問のある方挙手

- をしてお願い致します。ありませんか。高橋さん、ずっと写真を見ると奥の方までずっとあるよね。
- 17 番推進委員 あります。次のページにある通り砂利道が入っていて、そこに新築の家が2軒建っています。下の家は役場の人が建てています。その上がもう一軒家があって〇〇〇〇さんという人です。そこに三軒家があるのですがその下が〇〇精米の関係の方です。下から入って行く道があって田が二段になっているということです。
- 議 長 他に質問のある方。はい、仲摩さん。
- 9 番 委員 家を建てるという事は、これは定住ということですね。
- 17 番推進委員 そうですね。トマトの新規参入ということで4年か5年前に〇〇の方に圃場を持ってやっています。
- 議 長 〇〇さんは〇〇の出身でなかったかと思う。昨年のトマトの成績も非常に良かったということで。〇〇さんも良くご存じなので。
- 21 番推進委員 今〇〇に住んでいまして、〇〇緑化さんの前の家に賃借で。
- 議 長 他にございませんか。はい、無いようでしたら採決にはいります。この案件に対して承認される方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で承認を致します。この案件については県の方に送ります。続きまして5ページの議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、これは所有権とあります。事務局より説明をお願い致します。
- 事 務 局 議案書の5ページをお開きください。議案第7号農業経営基盤強化法に基づく農地利用集積計画利用権の承認について（所有権）。議案第8号（番号1番～2番）を読み上げて説明。
- 議 長 はい、ありがとうございました。今事務局より説明がございました。番号1番2番について担当委員さんの方からまた説明をお願い致します。番号1番。はい、野田さんお願い致します。
- 14 番推進委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕
- 議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号2番。はい、仲摩さんお願いします。
- 9 番 委員 〇〇〇さんが買受人。場所は〇〇線と農道の境の所に〇〇精米があります。その精米の裏手に普段は苗代に使っています。27の方が。その横にもう一枚田があります。場所はそこです。これも同じく振興公社に預けた分を〇〇〇さんとこから〇〇〇さんが買うようになっています。
- 議 長 はい、ありがとうございました。番号1番2番については担当委員さんの方から今説明がございました。ご意見のある方挙手をお願いを

致します。無いでしょうか。番号1番の施設栽培とあります。これは私達の今温室が建っているその場所でございます。昨年の12月、今野田さんから説明がありましたように〇〇さんから農業公社に一応売買ということで、その節に利用権と確かあったと思うのですが、皆さん全員の方ご承知かどうかわかりませんのでその辺の説明をよければ事務局からお願いしたいのですが。利用権と所有権の。

事務局 書かれている部分、上の括弧書きの所有権と利用権、次のページを開いていただくと議案第8号の部分で議題は一緒なのですが括弧利用権という事で書いてあります。違いといたしましては所有権移転につきましては農業経営基盤強化促進法に定められた振興公社を通して売買、土地の所有者を変えるとところで所有権を移転するための所有権ということで書いております。次のページにあります、一般的に言われる土地の貸し借りとかですね、これが利用権というものになっていますが土地の利用する権利を貸借するような形なので利用権設定と言われております。よろしいでしょうか。

議長 はい、そういう説明でございます。はい、わかりました。他にご意見のある方、はい、仲摩さん。

9番委員 それでは土地は買い取って、上のハウスの場合のことですが、上の建物は貸し借りになる訳ですか。

議長 ここは一応私たちが土地を借用、借りているという事で。ですから上物については別問題として、農地そのものの移動だけという事になります。今回こういう状況になったのが私のハウスを含めて隣は〇〇〇〇さん、もう一棟あって全部で3棟あるわけですね。そのうちの2棟を〇〇さんが今管理してまして、そのうちの1棟を〇〇さんが菌床栽培に利用したいということで、おそらく上物についても売買ということになろうと思うのですが。それを含めてこの際下の所有権も〇〇さんの方が買いたいという事ですね。そういうことで今回こういう案件で上がったということになります。そのうち私のハウスも菌床栽培となるかどうか分かりませんが、そういった話があれば、私もいつまで出来るかわかりませんが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんで、一生懸命中核農家としてやっていますので。そういういきさつでもありました。他にご意見ありませんか。穴井さんどうぞ。

1番委員 3条で直接売り主と買い主さんから買う場合と今のこの案件のように公社を入れて買う場合との違いをちょっと教えてください。

事務局 飯田さんが詳しいのでお願いします。

10番委員 直接売買は3条なのですよ。公社を通したら所有権移転というこっ

- 議 長 ちの方向になって来るということでしょう。
- 9 番 委 員 はい、仲摩さん。
- 10 番 委 員 公社を通すと後の登記は公社がやってくれる。
- 4 番 委 員 もうひとつはね、譲渡税が免除、取得税の免除、振興公社に手数料として売った側が 1.5%金額の、買った側が 1%の手数料が公社に取られます。登記の手数料は公社が全部みます。こういうことはとにかくどんどん使って欲しいという事で、こっちの方向で皆さん進めて頂きたいと思います。
- 8 番 委 員 後が簡単に出来ますよという事ですね。
- 10 番 委 員 この件について色々討論していますが面積が少ない時は受けない。ある程度面積がないとね。その辺がちょっとおかしい。その辺の公社の事情も分かります。その辺を改善していかんと何時までもクリア出来ん。今公社を受ければ色々メリットはあります。面積が少なければ預けない。そこ辺をクリアしていかんと。なかかなか。
- 8 番 委 員 場所が悪いと受けない。これから下限面積撤廃という話が出てきよるじゃないですか。公社もそのとこ踏み込んで貰って欲しいと農業委員会から言っても良いのでは。
- 議 長 だから地元としては面積が少なくて場所が悪い所があるよね。そういう所は基盤整備をすれば公社が入ってくるとか言うけどね。面積がある程度無ければとか。そういうのを撤廃してもらわんと。なかかなか、こうして出て来るからね。
- 議 長 公社を含めてですけど中間管理機構ね。これ本当有利なとこだけしか借りないですね。場の悪い所は全く見向きもせんとか。そういう何か差別的なところもありますよね。その辺をいかなる土地も平等にみてもらわんと。
- 20 番 推 進 委 員 これは土地が農振に入っていないとできんと言うのでしょ。
- 事 務 局 そうですね。あと認定農業者とか新規就農者とかそういった要件があります。
- 8 番 委 員 それは分かっとる。そういうこと言いよつたらここ中山間地です。農振に入っとる。山の方も農振に入っている。農振に入っていないから出来ませんじゃ、前に進まない。だからそれをして下さい。農業委員会で声を上げて言ったらどうでしょうかと言っています。
- 23 番 推 進 委 員 だけどいいですか。逆に農振に入っていたら山付きの田圃に植林したいと言ったら出来ないじゃないですか。
- 議 長 除外せんとね。そういった手続きもある。
- 10 番 委 員 それからね。もうひとつ、これを利用するにあたって、認定農業者じ

- やないとかそういう括りもある。
- 23 番推進委員 今から先公社としても機械も当然大きくなっていくだろうし、場所的  
で効率的な事を考えたら山付きの傾斜地なんかで大型機械を入れると  
か言ったら無理になって来るじゃないですか。だからやっぱり制限と  
かいうのはある程度出て来るのじゃあないかな。
- 議 長 コストも掛かるわね。野田さんどうぞ。
- 14 番推進委員 公社に出した場合、色々条件はあると思うのですよね。そういう条件  
を私達も知っておかないと進めるにしてもただ進めたわ、あんた方の  
土地は駄目ですよとかいうことにはならんと思うので、なんか大まか  
な条件やら分かるとですね。公社に預けるのにどういう条件がありま  
すよというのが。
- 10 番委員 だから事務局の方でそれをプリントしてもらって、メリットそれから  
こういう制約があるとかいうのをちょっと書いてもらおうと皆さん分か  
りやすいと思う。
- 議 長 ここで話ただけで、その時は分かっているけどあの時あげえ言よつた  
けど、どうじゃったろうかと忘れてしまうこともあるので。ここで足  
らない部分は公社の方から資料を寄せて貰って、皆さんにそれぞれ手  
元に資料として持っていて、たとえば戸別訪問とかするとき  
にちょっとここ、こういう風ですけどとかそういう提案をしていただ  
ければ非常に中身も盛り上がるかなとそういう風に思っています。
- 事務局 事務局の方で資料は準備します。
- 10 番委員 もしかしたらね、公社の人が来てから説明してもらってもいい。30  
分ぐらいね。
- 議 長 公社は進んで喜んでくると思います。  
他に質問はありませんか。無いようでしたらこの案件に対して賛成の  
方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成という  
事で承認いたします。続きまして6ページになります。議案第8号農  
業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について利用権。こ  
れは事務局の説明を省きます。番号が9番まであります。再設定につ  
いての説明は省きますので担当委員さんを教えてください。番号1番  
は高橋さん、番号2番森さん、番号4番森さん、番号6番高橋さん、  
番号7番時松さんになりますね。それでは設定の番号3番の担当委員  
さんから説明をお願いします。はい、森さんお願いします。
- 15 番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして番号5番。佐藤さんお願  
いします。

- 21 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
はい、ありがとうございました。続きまして番号8番。田中さんお願い  
します。
- 19 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
はい、ありがとうございました。番号9番。佐藤さんの説明をお願い  
します。
- 21 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
今それぞれ担当委員さんから説明がありました。質問のある方は挙手  
をしてお願いします。ありませんか。  
他に質問はございませんか。無いようでしたらこの案件について賛成  
の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。全員賛成とい  
う事で承認します。続きまして9ページ議案第9号非農地証明願いに  
ついて事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 議 長 議案書の9ページをお開きください。議案第9号非農地証明願いに  
ついて。  
議案第9号(番号1番～4番)を読み上げて説明。  
はい、ありがとうございました。今事務局より説明がございました。  
番号1番から4番について担当委員さんの方から説明をお願い致しま  
す。番号1番。はい、佐藤さんどうぞ。
- 16 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
続きまして番号2番、野田さん、よろしく申し上げます
- 14 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
番号3番。時松さん、どうぞ。
- 20 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
番号4番。野田さん、お願いします。
- 14 番推進委員 議 長 [担当委員より現地調査の結果を報告]  
それぞれ担当委員さんより説明をしていただきました。質問のある方  
は挙手をしてお願いします。質問はありませんか。無いようでしたら  
この案件に対して賛成の方は挙手をお願いします。はい、ありがとう  
ございました。全員賛成という事で承認いたします。  
以上で本日の議案審議は全て終了します。